

監査役職務確認書の改訂について

2024年3月

一般社団法人 監査懇話会

・2024年3月第14回改訂

2020年初頭から始まった新型コロナ感染症拡大も2023年に到りようやく静まりを見せ、今後は、コロナ禍における事業活動や監査役職務のデジタル化等の経験を生かして、監査役としての監査の実効性を高めることが望まれています。

「監査役職務確認書」は、今回、14回目の改訂を行いました。その概要をお知らせします。

記

1. 2024年3月に公表する文書

以下の文書を当会ホームページで公表しております。

- ①「監査役職務確認書の改訂について」(2023年版からの変更点の概要を記載したもの)
- ②「新旧対照表」(2023年版からの変更点を列挙したもの)
- ③「2024年版監査役職務確認書(全文版)」(確認事項に加えて説明等を付記したもの)
- ④「2024年版監査役職務確認書(確認事項のみ)」(確認事項のみ列挙したもの)

なお、コロナ禍における監査活動の留意点について記載した「コロナ禍を踏まえた監査役職務の留意点(2023年版)」は廃止しました。記載の一部に今後も常態化すべき事項がありますので、それらを確認書に反映しています。

2. 「監査役職務確認書」の主要な改訂点

(1) 内部通報制度に関する件

会社の内部統制システムにおいて内部通報制度が重要視されている状況に鑑み、2022年6月施行の改正公益通報者保護法の趣旨を踏まえて、次の記載を一部変更、追加しました。

II-5. 会社法の内部統制監査 [確認事項] [説明] [監査のツボ]

(2) 企業集団の内部統制監査に関する件

企業集団において内部統制監査を進めるに当たって網羅的な監査が困難な場合、リスクに応じたメリハリのある監査が必要となります。また、企業集団の子会社監査においては、会社法で子会社に拒否権があることが規定されていますが、その解釈について説明を追加しています。

II-11 企業集団に関する監査 [確認事項] [説明]

(3) 上場会社等の開示事項及び監査役監査に関する件

上場会社等においては、種々の開示が求められており監査役もその記載事項の適切さを監査する必要があります。法令等改正に基づき以下の項で記載の一部変更、追加しました。

①有価証券報告書の記載事項では、サステナビリティに関する考え方及び取組、監査役監査の状況、内部監査の状況等について記載内容の追加が必要になります。

Ⅱ－２．取締役会の意思決定・監督義務の履行状況の監査[監査のツボ]

Ⅱ－６．金融商品取引法に基づく内部統制[監査のツボ]

②金融商品取引法改正に伴い、2024年4月1日以後、四半期報告書が廃止され、第2四半期報告書は半期報告書として公表することになります。

Ⅱ－６．金融商品取引法に基づく内部統制 [説明]

Ⅲ－２．会計監査人設置会社の会計監査 [説明]

③金融商品取引法改正及び公認会計士法改正に伴い、公認会計士又は監査法人は、上場会社等の監査業務を行う場合、日本公認会計士協会の「上場会社等監査人名簿」に登録されていなければならないこととなり、法的な裏付けが図られています。

Ⅲ－３．会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認 [説明]

(4)会計監査人との連携等に関する件

会計監査人設置会社の場合、監査役は、会計監査人・監査人との双方向のコミュニケーションを実施する必要があります。日本公認会計士協会は、2022年7月25日、「倫理規則」を改正し、公認会計士・監査法人の職務上の規律をより明確にしました。

①監査業務を提供している上場会社等（そのグループ会社を含む）に非保証業務を提供する場合、監査役と事前に協議し了解を必要とする、としています。

②会社内の法令違反を発見した場合、監査役に報告し協議すべきことについて「違法行為への対応に関する指針」を公表していましたが、それを廃止し、ほぼ同様の内容を「倫理規則」に盛り込んでいます。

①②について、Ⅲ－４．会計監査人との連携についての確認[説明][監査のツボ]参照

(5)その他

より分かり易く読みやすい文章にするために語句の修正や文脈を整える変更を一部でしています。詳しくは「新旧対照表」にてご確認ください。

以上